

【特集】新しい日常、そして今後:コロナ禍を経験して —現代行動科学会第37回大会テーマセッションから— 新型コロナウイルス感染症拡大の影響—主に行政機関の立場から—

高橋 智幸 (仙台市健康福祉局障害者支援課)

1. 仕事への影響

現在、筆者は仙台市役所で勤務し、主に精神保健福祉関連（自殺対策、措置入院業務、ひきこもり支援など）の職務を行っている。新型コロナウイルス感染症は宮城県でも拡大し、973人の陽性（11月14日時点）が確認されている（うち682人が仙台市保健所管内）。筆者は感染症対策に直接従事してはいないが、感染症拡大に伴い、担当業務に様々な影響を及ぼしている。ここでは、担当業務への影響について紹介する。

①自殺対策のための取組みに関する進捗管理

- ・平成30年度に策定した自殺対策計画では、今年度から取組みの評価・検証を行うこととされている。自死は、様々な要因が関連しており、取組みと自死抑制との関連を明確にすることが難しい。それに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響が始まっており、一定程度理解を得られる評価手法の検討が必要な状況となっている。

②精神保健福祉法に基づく措置入院業務

- ・措置入院は、警察官等の通報により、精神障害のために自傷他害のおそれがある精神障害者を市長が強制入院をさせる業務である。新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された人は、「要請」に従って、療養施設や指定入院先に移動することが、感染症対応の仕組みの前提にある。しかし、措置入院を命じなければならないほど病状が悪化している場合、この前提は一切通用しない。そのため、感染疑いや陽性確認などの各段階において、どのような対応を行うのか、予め精神科医療機関や感染症対策部門、宮城県との合意形成が必要となっている。

2. 生活への影響

生活への影響は、主に仕事によるものが大きい。市役所内でもクラスターが発生し、日常の体調管理や不調時の上司等への報告が要請されている。市役所の仕事は、そもそもテレワークやオンラインによる処理に馴染みにくく、時差出勤や3密を避けるための取組みなど、最低限の取組みを行っているのが現状である。

3. 新しい日常、そして今後

新型コロナウイルス感染症の対応は、人との接触を避けることが基本とされる。交流を避けることは、生活様式を変化させることにつながり、この変化は脆弱な人に最も大きな影響を及ぼすと考えられる。例えば、精神障害や発達障害を背景とした困難を抱える人や、経済的に苦しい生活を強いられている人などである。そうした人たちは、支援を自ら求めないことも多く、孤立が深まってしまう可能性がある。新型コロナウイルス感染症対応は、短期的にみれば、医療の提供が大きな分野を占めるが、中長期的にみれば、生活様式が一変し、社会から孤立し、元通りの生活に戻れなくなった人たちに、必要な支援を届けることができるような仕組みや体制を整える必要があると考えている。